

（一七七五）
安永四年九月 甘楽郡小沢村の熊撃ちにつき廻状請書

〔A〕

差上申御請書之事
さしあげもうすおうけしよのこと

（皮）

一先達せんだつて而御触有ふれ之候、熊打留候ハ、右熊波うらとめ御買上ニ相成候
あいだ間、打留次第早々可ニ申上もうす候、尤打止不もうさず申候ハ、其段茂可ニ
申上このたび旨、此度ごかいじよう以ご御廻状をもちて被おおせ仰渡わたされ、承知かしこ奉み畏たまつり候、惣そう
百びやく姓しやう罷出まかりいで、随分狩申候得共、一切打止不もうさず申候、以来打止
次第御訴可ニ申上おうつたえ候、以上

上州甘楽郡小沢村
かんら

安永四年末九月

年番名主

六左衛門印

組頭

七左衛門印

百姓代

与三郎印

遠藤兵右衛門様

御役所